



# 消費者機構日本

## ニュースレター 181号

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 主婦会館プラザエフ 6 階  
TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077 ホームページ <http://www.coj.gr.jp/>  
発行人: 二村 睦子 編集責任者: 板谷 伸彦

・CONTENTS・

- ・ジェクサに対する共通義務確認訴訟
- ・(株)メルペイの自主返金
- ・(株)エスクリへの問い合わせ
- ・社会起業大学(株)のキャンセル料等改善
- ・「紺綬褒章」の公益団体の認定
- ・第 19 回通常総会記念企画 開催報告

### (一社)文化芸能国際交流機構に対し、演奏参加費の返還を求めて共通義務確認訴訟を提起

(一社)文化芸能国際交流機構(JAEXA ジェクサ)が主催するニューヨーク・カーネギーホールでの演奏旅行に申し込んだものの、コロナ禍の催行難のため主催者側で一方向的に1年後に延期され、延期日程に参加申込していないにもかかわらず代金払い戻しが行われなかったという事案を検討してきました。民法の規定に従うと、当事者双方の責めに帰することができない事由によって開催できなくなった場合、受領した演奏参加費を返還しなければなりません。このため、約束した期日に開催されなかった「2020 第 8 回ニューヨーク合唱フェスティバル」への支払済みの参加費の返還を求めて、7月26日、東京地方裁判所に共通義務確認訴訟を提起しました。

本件は、消費者機構日本として4件目の共通義務確認訴訟となります。

詳しくはホームページの訴状をご覧ください。

[http://www.coj.gr.jp/trial/topic\\_230727\\_01.html](http://www.coj.gr.jp/trial/topic_230727_01.html)

### (株)メルペイから自主返金を行うとの回答がありました。

(株)メルペイは、2022年3月まで、メルペイスマート払いに係る支払債務の延滞者から、延滞事務手数料として15日ごとに300円を徴収していました。取引額によっては年率換算で消費者契約法第9条2項に定める14.6%を超える場合がありますことから、当機構はこの延滞事務手数料の取り扱い等について協議等を行っておりました。

その結果、メルペイからは延滞金額の14.6%を超える部分について、初回の300円の延滞事務手数料を控除したうえで返金する旨の回答がありました。すでに返金対応が一部開始されており、今後順次返金を実施される予定です。

しかし、この自主返金提案は、利用額に対して年14.6%の損害賠償額に加えて初回の延滞事務手数料300円は返還しないとするものですから、やはり消費者契約法9条2号に照らして不当に利得しているものと考えざるを得ません。こうした当機構の見解をメルペイに伝え同社の見解を尋ねましたが、メルペイからは、

- 延滞事務手数料はあくまで顧客が延滞した際に生じる催告等にかかる事務手数料であり遅延損害金ではないので消費者契約法第9条第2号に反するものではない
- 遅滞事務手数料の徴求により当社が著しく過大な利益を得るわけではないので暴利行為には該当せず、民法第90条に反するものではない

との回答が届きました。

当機構とメルペイ間では見解に隔たりを残しましたが、冒頭の内容にて対象消費者に返還する旨の回答を評価し、メルペイとの協議を終了しました。

なお、メルペイは既に延滞事務手数料の定めはメルペイ利用規約から削除しています。

本件の詳細な協議経過は [http://www.coj.gr.jp/zesei/topic\\_230630\\_01.html](http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_230630_01.html) をご確認ください。

### ㈱エスクリへの不当勧誘に関する問い合わせについて

当機構は、㈱エスクリ(ブライダル事業者)に対し2020年5月に退去妨害と評価されるような不当勧誘行為を行わないよう申し入れを行い、エスクリからは、不当勧誘を行っている事実は確認できないものの退去妨害と評価されるような不当勧誘行為を行わないよう、従業員にあらためて周知徹底するとの回答を得ていました。

しかしながら、今般、消費者から当機構に対して、エスクリが運営する結婚式場を見学を訪れた際に従業員から当日の申込みを強く勧められたうえに家族との電話相談も妨げられ、長時間勧誘及び退去妨害を受けたとの情報提供がありました。

当該情報提供を受け当機構はエスクリに対し、退去妨害と評価されるような不当勧誘が行われていないか改めて調査・確認するよう求めるとともに同様の不当勧誘が行われなくするために、従業員に対してどのような対策を講じているかの回答を求めました。

エスクリからは、退去妨害と評価されるような不当勧誘行為があったとの事実は把握していないこと、また、不当勧誘行為禁止の周知徹底策としては従業員に対し、来館予約時・来館時・接客中の各段階において、接客に要する時間を消費者にその都度確認するよう指導しているほか、年2回の研修を実施しているとの回答がありました。

本件の詳細な協議経過は [http://www.coj.gr.jp/zesei/topic\\_230714\\_01.html](http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_230714_01.html) でご確認ください。

### 社会起業大学(株)の入学約款のキャンセル料規定等が改善されました。

消費者からの情報提供を受け、当機構では社会起業大学(株)が運営する「社会起業大学」(社会起業家育成に特化したソーシャルビジネススクール)の「入学約款」で使用されている契約解除時の取消料条項等の是正を申し入れました。その結果、一定の改善が図られました。なお、改定後の「入学約款」は、2023年8月8日から使用されます。

本件の詳細な協議経過は、[http://www.coj.gr.jp/zesei/topic\\_230622\\_01.html](http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_230622_01.html) にてご確認ください。

### 内閣府賞勲局より、「紺綬褒章」の公益団体の認定を受けました。

消費者機構日本は、栄典制度を担当する内閣府賞勲局より、公益のために私財を寄附された個人や団体・法人に授与される「紺綬褒章」の公益団体の認定を受けております。

内閣府賞勲局より当機構が認定を受けた2023年4月28日以降、当機構に対し、個人の方は500万円以上、団体・法人は1,000万円以上のご寄附をいただいた場合に紺綬褒章等授与の対象として推薦することが可能となります。

予めお申し出いただいた分納によるご寄附も含まれます。

【個人の方】

ご寄付の金額	授与されるもの
500万円以上	紺綬褒章等

～褒章（個人寄附者へ）～



～画像：内閣府ホームページより～

紺綬褒章をすでに授与された方が、さらに同種の褒章を授与される場合には、褒章にかえて飾版が授与されます。飾版は、銀製の細長い板状のもので、銀飾版が5箇に達したときは金飾版と引き換えることができます。

【団体・法人の方】

ご寄付の金額	授与されるもの
1,000万円以上	褒状等

★紺綬褒章に関する問い合わせは、消費者機構日本事務局までお願いします。

**第19回 通常総会記念企画 開催報告を掲載しました。**

1. 日時 2023年6月13日(火) 18時30分～20時05分
2. 会場 主婦会館プラザエフ 5階第1・2会議室
3. 参加者 75名(会場参加者23名(事務局含む)、オンライン参加者52名)
4. テーマ 悪質商法への行政的手法の検討～違法収益剥奪や財産保全、被害回復
5. 講師 後藤巻則さん(内閣府消費者委員会委員長 早稲田大学名誉教授)

【企画概要】

破綻必至の悪質商法は、民事ルールでの対応が困難な上、さらに行政処分をすり抜ける形で被害を生み出し続けています。現在、第7次消費者委員会の消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループで破綻必至商法に対する行政的手法が検討されています。その検討状況について後藤委員長より講演いただき、質疑・応答を行いました。

詳しくはホームページをご覧ください。

[http://www.coj.gr.jp/seminar/topic\\_230731\\_01.html](http://www.coj.gr.jp/seminar/topic_230731_01.html)



**全国の適格消費者団体（24 団体）のホームページ公表情報**  
**（2023 年 6 月 21 日～2023 年 7 月 20 日分）**

- 「NPO 法人消費者市民ネットおきなわ」が 7 月 20 日に適格消費者団体に認定されました。おめでとうございます。これで、全国の適格消費者団体は 24 団体となりました。各団体のホームページの公表情報をお知らせします。
- 事業者への申入れ等の活動を中心に紹介します。下記の公開情報欄に掲載のない情報については、各団体のホームページからご確認ください。
- ※同一団体内の掲載順は、公表日が新しいものからとなっています。

適格消費者団体名・特定適格消費者団体	公表情報(2023 年 6 月 21 日～2023 年 7 月 21 日)
<p align="center">《消費者支援ネット北海道》  <a href="http://www.e-hocnet.info/">http://www.e-hocnet.info/</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <a href="#">2023-07-04：株式会社ビックに対し、令和 5 年 7 月 4 日付けで賃貸借契約書等の申入書を送付しました。</a></li> <li>■ <a href="#">2023-07-04：有限会社三景スタジオに対し、申入れ協議終了の連絡書を送付しました。</a></li> <li>■ <a href="#">2023-07-04：株式会社 EVANESS に対し、照会書及び再申入書を送付しました。</a></li> <li>■ <a href="#">2023-07-04：株式会社 Crea に対し、広告画面表示に対し申入書を送付しました。</a></li> <li>■ <a href="#">2023-07-04：アクアすまいるに対し、除排雪サービスにおいて消費者に未実施の代金相当額の返金を求める等の申入書及び照会書を送付しました。</a></li> <li>■ <a href="#">2023-07-04：アクアすまいるに対し、除排雪サービス契約についての申入書を送付しました。</a></li> <li>■ <a href="#">2023-07-04：株式会社ケイアイに対し、本年度の契約書書式を求める連絡書を送付しました。</a></li> <li>■ <a href="#">2023-07-04：合同会社高翔工業（当時）（現在は株式会社高翔工業）に対し、被害回復関係の申入れ協議を終了しました。</a></li> <li>■ <a href="#">2023-07-04：株式会社高翔工業に対し、差止請求関係の申入れ協議を終了しました。</a></li> </ul>
<p align="center">《消費者市民ネットとうほく》  <a href="http://www.shiminnet-tohoku.com/">http://www.shiminnet-tohoku.com/</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <a href="#">2023.06.21：一般社団法人日本火災調査機構に対する申入れ等の経過について公表します。</a></li> <li>■ <a href="#">2023.06.21：株式会社防災センターについて、東北経済産業局及び宮城県に特商法第 60 条に基づく申出を行いました。</a></li> </ul>
<p align="center">《とちぎ消費者リンク》  <a href="http://tochigilink.org/">http://tochigilink.org/</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <a href="#">2023/07/01：株式会社三和住宅より回答書が届きました。</a></li> <li>■ <a href="#">2023/06/30：株式会社 HappyLifeBio より回答書が届きました。</a></li> <li>■ <a href="#">2023/06/29：株式会社オアシスに申入書を送付しました。</a></li> </ul>
<p align="center">《消費者支援群馬ひまわりの会》  <a href="https://www.npo-himawari.jp/">https://www.npo-himawari.jp/</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2023 年 6 月 11 日：<a href="#">サービスサポートの中途解約</a></li> </ul>

<p>《埼玉消費者被害をなくす会》 <a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/">http://saitama-higainakusukai.or.jp/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者市民サポートちば》 <a href="https://sapochiba.com/">https://sapochiba.com/</a></p>	<p>■2023年06月23日：<a href="#">(株) トーヨーテクノ</a></p>
<p>《消費者機構日本》 <a href="http://www.coi.gr.jp/">http://www.coi.gr.jp/</a></p>	<p>■2023年7月18日：<a href="#">株式会社エスクリ（挙式・披露宴の企画・運営を行うブライダル事業）の挙式・披露宴の勧誘時に退去を妨害されたとの情報提供に対して、問い合わせを行いました。</a></p> <p>■2023年7月3日：<a href="#">(株)メルペイより、延滞事務手数料として徴収していた額の一部を、自主的に返金する旨の回答を受領しました。</a></p> <p>■2023年6月22日：<a href="#">社会起業大学 株式会社 の「入学約款」が改善されました。</a></p>
<p>《全国消費生活相談員協会》 <a href="http://www.zenso.or.jp/">http://www.zenso.or.jp/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援かながわ》 <a href="http://www.ss-kanagawa.org/">http://www.ss-kanagawa.org/</a></p>	<p>■2023.7.7：<a href="#">株式会社 Triple R に対し、消費者契約法 4 1 条 1 項に基づく事前請求書を送付しました。</a></p>
<p>《消費生活ネットワーク新潟》 <a href="http://www.network-niigata.com/index.html">http://www.network-niigata.com/index.html</a></p>	<p>■2023年06月21日：<a href="#">共栄タイヤサービス株式会社へ催促状を送付しました</a></p> <p>■2023年06月21日：<a href="#">有限会社三興開発へ申入れを行いました</a></p> <p>■2023年06月21日：<a href="#">株式会社レッドビジョンへ申入れ終了を通知しました</a></p>
<p>《消費者支援ネットワークいしかわ》 <a href="http://csnet-ishikawa.com/">http://csnet-ishikawa.com/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください</p>
<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 <a href="http://cnt.or.jp/">http://cnt.or.jp/</a></p>	<p>■2023年07月20日：<a href="#">フィットイージー株式会社より回答書が届きました</a></p> <p>■2023年07月18日：<a href="#">株式会社ユニクエスト(小さなお葬式)より回答書が届きました</a></p> <p>■2023年07月11日：<a href="#">宗教学者薬師寺に対する差止請求訴訟（第二次）の第12回期日が開かれました</a></p> <p>■2023年06月27日：<a href="#">株式会社エルフラットより差止請求書に対する回答書が届きました</a></p> <p>■その他：申し入れ活動記事一覧： <a href="https://cnt.or.jp/category/information">https://cnt.or.jp/category/information</a></p>
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 <a href="http://kccn.jp/">http://kccn.jp/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構関西》 <a href="http://www.kc-s.or.jp/">http://www.kc-s.or.jp/</a></p>	<p>■2023.07.21：<a href="#">(株)ハロハラボからの「回答」を受けて、「ご連絡」を送付しました。</a></p> <p>■2023.07.18：<a href="#">株式会社スターリーナイトカンパニーに対し、</a></p>

	<p><u>中止されたイベントについて債務不履行に基づくチケット代金の返金を求める裁判の第1回口頭弁論が行われました。</u></p> <p>■2023.07.10：株式会社スターリーナイトカンパニーに対する「お問合せ」に対して回答が届きました。</p>
<p>《ひょうご消費者ネット》 <a href="http://hyogo-c-net.com/">http://hyogo-c-net.com/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネットおかやま》 <a href="http://okayama-con.net/">http://okayama-con.net/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください</p>
<p>《消費者ネット広島》 <a href="http://www.shohinet-h.or.jp/">http://www.shohinet-h.or.jp/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください</p>
<p>《えひめ消費者ネット》 <a href="http://ehime-syouhisya-net.org/">http://ehime-syouhisya-net.org/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 <a href="http://www.cso-fukuoka.net/">http://www.cso-fukuoka.net/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください</p>
<p>《佐賀消費者フォーラム》 <a href="http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html">http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 <a href="http://oita-shohisyanet.jp/">http://oita-shohisyanet.jp/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットくまもと》 <a href="http://www.net-kuma.com/">http://www.net-kuma.com/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネットワークかごしま》 <a href="https://net-kagoshima.com/">https://net-kagoshima.com/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者市民ネットおきなわ》 <a href="https://ossnet.jp/">https://ossnet.jp/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>

・・END